様式第4号（第11条第2項関係）

平成　　年　　月　　日

殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

注　保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	生年月日	昭和 平成	年　　月　　日		
	住所	都道 府県	市区 町村		
学校（※）	学校の名称				
		全日制　・　定時制　・　通信制　（高等学校・中等教育学校の場合）			
	学校の所在地	都道 府県	市区 町村		
	学校設置者の名称				

注　学校とは，国私立の高等学校，国私立の中等教育学校の後期課程，国私立の特別支援学校の高等部，国公私立の高等専門学校（第１学年から第３学年まで），国公私立の専修学校などのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　　※学校受付日　平成　　年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第５号（第13条関係）

（表面）

第　　号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条第２項の身分証明書

写真

職名又は官職
氏名
生年月日　　年　　月　　日
　　年　　月　　日発行

都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。支給対象高等学校等が国、独立行政法人又は国立大学法人の設置するものである場合にあっては、文部科学大臣）　印

（裏面）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（抄）

（報告等）
第17条　都道府県知事（第14条第１項又は第２項に規定する就学支援金に係る場合にあっては、文部科学大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
２　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）
第20条　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、３年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、同法による。
２　第17条第１項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。
３　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前２項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とする。